

官民人事交流

制度のあらましと体験談

目次

「はじめに」

- 1 官民人事交流の概要 …………… 1
- 2 官民人事交流の対象 …………… 2
- 3 官民人事交流の利用の流れ ……… 3
- 4 交流基準の概要 …………… 4
- 5 福利厚生制度等の適用関係 ……… 5
- 6 Q&A …………… 6
- 7 官民人事交流の実施状況 ……… 8
- 8 民間企業の人事担当者に
インタビューを実施しました！ ……… 10
- 9 官民人事交流の体験談 ……… 12
- お問い合わせ先 …………… 13



内閣府官民人材交流センター
人事院
内閣官房内閣人事局

はじめに

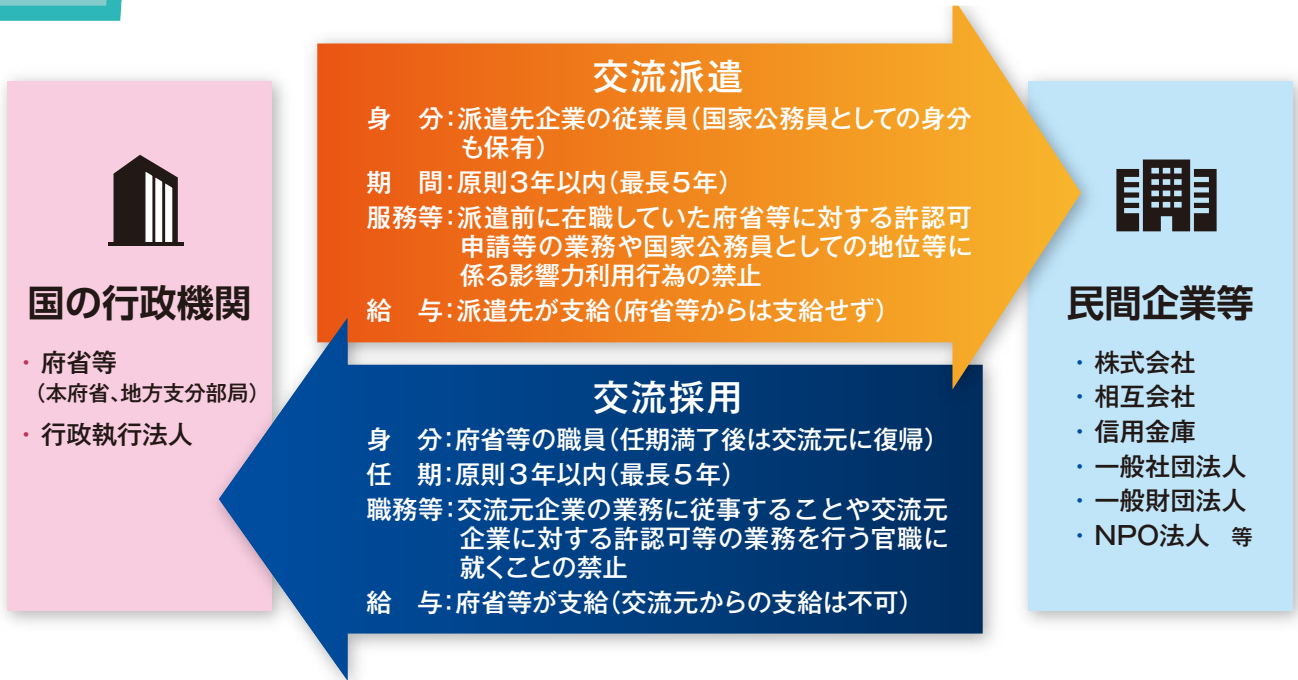
国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号。以下「官民人事交流法」といいます。)に定める官民人事交流制度は、国の府省等と民間企業(次頁にお示しするとおり、様々な法人・団体が含まれます。本冊子では「民間企業等」と記載します。)という行動原理が互いに異なる組織間での人事交流を通じて、相互理解の促進と、双方における人材の育成及び活用、組織の運営の活性化等を図るものです。

官民人事交流法が施行(平成12年3月)されて以来、幅広い分野における多様な人材に関して「国から民」「民から国」の双方向の交流が着実に進展しており、更なる推進が期待されています。

このため、内閣府官民人材交流センター、人事院及び内閣官房内閣人事局では、互いに密接に連携し、経済3団体(日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会)等関係団体のご協力を得て、官民人事交流に関する説明会の開催、官民人事交流の実施希望に関する情報提供等、官民人事交流制度に関する広報の取組を進めています。

本冊子が、官民人事交流の実施に向けたご検討の一助となれば幸いです。

官民人事交流の概要



交流派遣

民間企業等が府省等の職員を従業員として雇用し、期間を定めてその業務に従事させるものです。

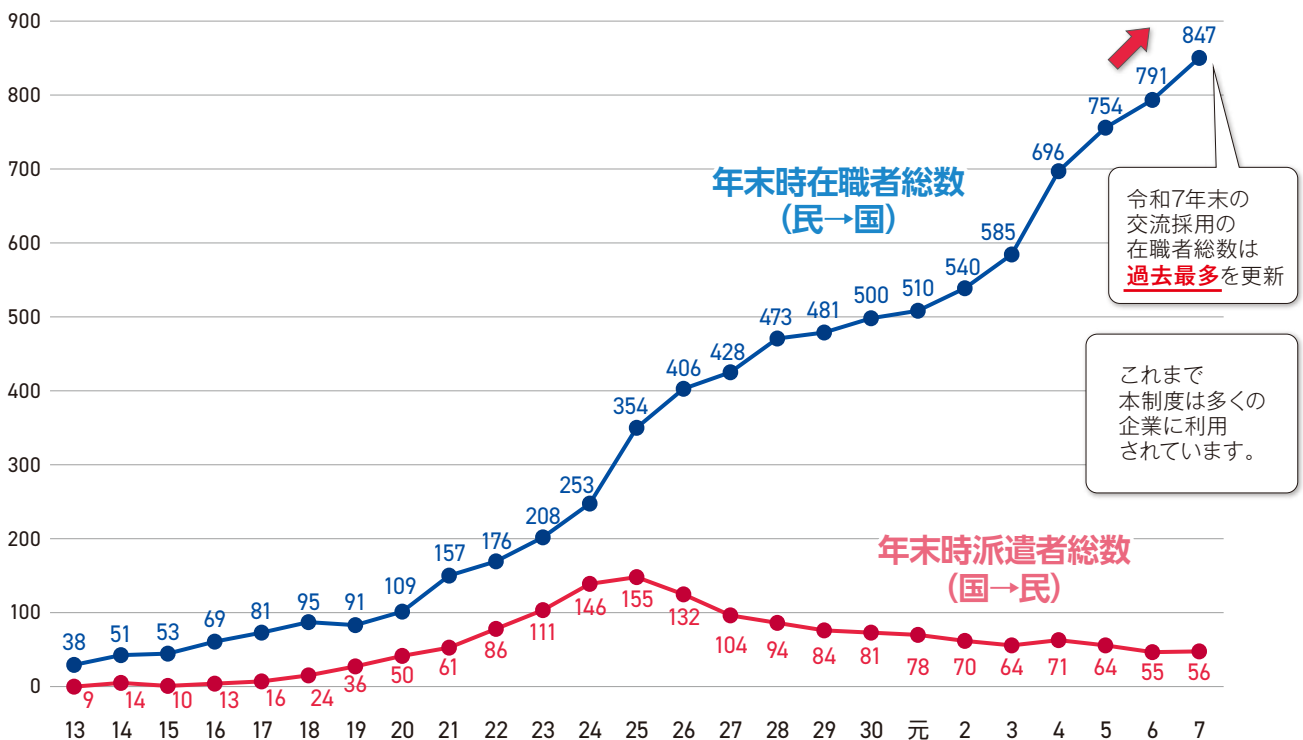
交流採用

府省等が民間企業等の従業員を職員として採用し、任期を定めてその職務に従事させるものです。

※交流派遣と交流採用の両方を行うことも、いずれか一方のみを行うこともできます。

各年末時における交流採用(民間企業等→国)の在職者総数、交流派遣(国→民間企業等)の派遣者総数

(※)交流採用については、平成15～18年における旧日本郵政公社に係る採用者数分は除く。



令和7年末の交流採用の在職者総数は過去最多を更新

これまで本制度は多くの企業に利用されています。

官民人事交流の対象

対象となる民間企業等

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社
 信用協同組合、信用協同組合連合会
 信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫
 監査法人*、弁護士法人*、損害保険料率算出団体*、医療法人*、学校法人*
 社会福祉法人*、日本赤十字社*、認可金融商品取引業協会*、自主規制法人*
 消費生活協同組合*、消費生活協同組合連合会*、特定非営利活動法人(NPO法人)*
 一般社団法人* (公益社団法人*を含む。)、一般財団法人* (公益財団法人*を含む。)
 外国法人であって上に掲げた法人に類するものとして人事院が指定するもの

- 民間企業等の規模(資本金、従業員数等)、業種は問いません。
- 上記のうち「*」印を付した法人であって、その事業の運営のための必要な経費の主たる財源を、法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分又は国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国又は地方公共団体の事務又は事業等の実施による収益及び補助金等によって得ているものは、官民人事交流の対象となりません。詳細については、人事院にお問い合わせください。
- 所管関係等に基づき交流が制限される場合などがございます。詳しくは4ページをご参照ください。

交流採用

民間企業等の従業員が
 府省等の職員として
 職務に従事する

交流派遣

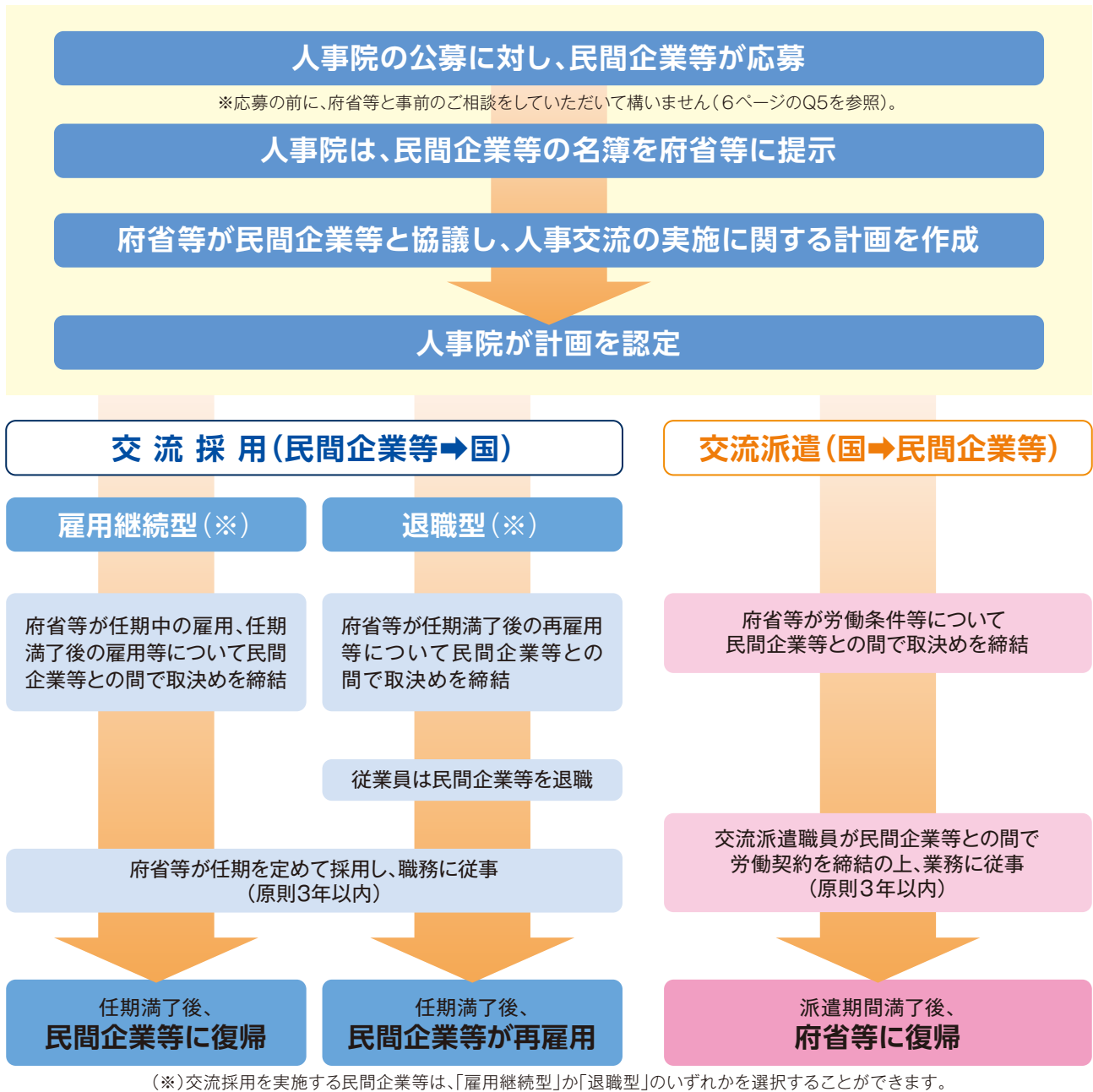
府省等の職員が
 民間企業等の従業員として
 業務に従事する

対象となる府省等

すべての府省等(地方支分部局(国の出先機関)を含みます。)及び行政執行法人

※行政執行法人：国立公文書館、統計センター、造幣局、国立印刷局、農林水産消費安全技術センター、製品評価技術基盤機構、駐留軍等労働者労務管理機構
 (これらの法人では役職員に国家公務員の身分が付与されていますが、役員は対象外です。)

官民人事交流の利用の流れ



上記の利用の流れについて、ご不明な点がある場合は次のお問い合わせ先にお気軽にお問い合わせください。

人事院人材局企画課官民人事交流担当 ☎ 03-3581-0755
 E-mail : kanmin-kouryuu@jinji.go.jp

「官民人事交流の手続の流れ」(人事院ウェブサイト):
<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kouryuu/seido/nagare.html>



交流基準の概要

公務の公正性に対する国民の信頼を確保しつつ、適正な官民人事交流を実施するため、人事院は、有識者（交流審査会）の意見を聴いて、一定の基準（交流基準）を定めています。

刑事起訴等を受けた民間企業等との人事交流

民間企業等又はその役員が、業務に係る刑事事件で起訴されたり、業務停止命令、課徴金納付命令等の重大な影響を及ぼす不利益処分を受けたりした場合は、原則として1年間、官民人事交流を行うことができません。なお、同一事案で起訴されたり、不利益処分を受けたりした場合は、1回目の起訴又は不利益処分を起算点として1年間交流制限がかかります。

許認可権限等を有する国の機関と民間企業等との間の人事交流

許認可などの処分等の対象とされる民間企業等との間では、官民人事交流実施前2年間にこれらの処分等に関する事務を所掌するポストに就いていた国の職員を当該民間企業等及びその子会社に派遣すること、当該ポストへ当該民間企業等及びその子会社の従業員を受け入れることはできませんが、他のポストについては派遣、受け入れができます。例えば、国の本府省の課と所管関係にある民間企業等及びその子会社へは所管関係にある当該課の課長の派遣はできませんが、同じ府省であっても、所管関係にない別の課の課長の派遣は可能です。

同一の民間企業等との継続的な人事交流

許認可などの処分等の対象とされる同一の民間企業等と、当該処分等に関する事務を所掌する、国の同一の課等との間の官民人事交流は、3回まで連続して実施することができます。

契約の締結に携わった職員等に係る人事交流

官民人事交流実施前5年間において、府省等と民間企業等との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある国の職員及び民間企業等の従業員は、それぞれ当該民間企業等への交流派遣及び当該府省等への交流採用はできません。

契約関係にある国の機関と民間企業等との間の人事交流

官民人事交流実施前の5年間に係る年度のいずれかの年度において

- 契約の総額が2千万円以上でありかつ
 - 当該民間企業等の売上額等の総額に占める割合が25%以上（大企業（※）にあつては10%以上）の契約関係にある府省等と民間企業等との間の官民人事交流はできません。
- （※）資本の額等が3億円以上であり、かつ、従業員の数が300人以上の民間企業等

国等の事務又は事業の実施等によって収益を得ている法人との人事交流

対象となる監査法人、弁護士法人、損害保険料率算出団体、医療法人、学校法人、社会福祉法人、日本赤十字社、認可金融商品取引業協会、自主規制法人、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含みます。）のうち、官民人事交流実施前の5年間に係る年度のいずれかの年度において、その事業による収益の主たる部分が国等の事務又は事業の実施等によって得ている部門がある場合には、当該部門との官民人事交流はできません。

ただし、当該部門以外の部門については、官民人事交流ができます。

また、各行政機関は、性別、事務系・技術系の別や採用試験区分の別にとらわれず、多様で有為な人材の交流採用及び交流派遣を積極的に行うことや、次のような方針が定められています。

交流採用は、「民間企業の実務経験を通じてその業務遂行手法を体得している者を対象に、各行政機関における効率的かつ機動的な業務遂行が求められる官職等その経験を行政運営の活性化のために効果的に活かすことが期待される官職について実施する」とされています。

また、各行政機関は、従業員の育成等交流採用に係る民間企業等の要望を踏まえつつ、十分に協議した上で、交流採用をしようとする官職を決定するものとされています。

交流派遣は、「幹部候補育成課程対象者を始めとする将来の行政の中核的要員と見込まれる職員その他の行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員を対象とするものとし、交流派遣からの復帰後継続して公務部内で勤務し、交流派遣の成果を発揮することが見込まれる職員を選定すること」とされています。

福利厚生制度等の適用関係

	交流採用(民間企業等→国) 民間企業等の従業員が府省等の職員として職務に従事		交流派遣(国→民間企業等) 府省等の職員が民間企業等の従業員として業務に従事	
	雇用継続型(※1)	退職型(※1)		
年 金	国家公務員共済組合 (受給資格期間は厚生年金被保険者期間に合算) (受給資格期間を満たした場合、国家公務員としての期間については国家公務員共済組合から支給)		国家公務員共済組合 地方公務員共済組合 (事業主負担分は 派遣先企業が負担)	
医 療 保 険	国家公務員共済組合		派遣先企業等に適用される健康保険制度	
災 害 補 償	国家公務員災害補償法		労働者災害補償保険法	
退 職 金・ 退 職 手 当	退職時、国家公務員退職手当を支給		支給・不支給の制限なし (支給の場合、国家公務員退職手当を調整)	
雇 用 保 険	被保険者資格継続 (交流採用期間を所定給付日数 算定基礎期間から除外)	適用なし	適用なし	
児 童 手 当	採用先の府省等から支給		市町村長(特別区の区長を含む) から支給	
勤 労 者 財 形	利用している商品を採用先の府省等で 取り扱っている場合に限り継続可能		利用している商品を 派遣先企業等で 取り扱っている場合に限り 継続可能	
福利厚生一般	採用先の府省等(共済組合)の提供する サービスを利用		派遣先企業等の提供する サービスを利用	
民間企業内福利厚生制度(※2)	社 宅・ 借 上 社 宅	交流採用前から引き続き、 又は交流採用の任期满后も 引き続き利用する場合、 利用可能	交流採用前から貸与を受け、 規程上退職後も引き続き 貸与を認めている場合に限り 利用可能	利用可能
	企業内預金	継続可能 (積み増し不可)	継続不可	利用可能
	企業内貸付	継続可能 (交流採用の任期满后も 引き続き返済する場合、 新たな貸付可能)	継続可能 (新たな貸付不可)	利用可能
	そ の 他 (カフェテリア プラン等)	交流採用前から引き続き、 又は交流採用の任期满后も 引き続き利用する場合、 一定のサービスを利用可能	利用不可	利用可能

(※1) 交流採用を実施する民間企業等は、「雇用継続型」か「退職型」のいずれかを選択することができます。

(※2) 民間企業内福利厚生制度については、一般的な適用関係を掲載しています。具体的な内容については、人事院が「人事交流の実施に関する計画」を認定した後、府省等と民間企業等との間で取り決められます。

Q.1 人事院の公募について応募の受付期間はありますか。**A**

応募の受付は年間を通じて行っていますので、いつでもご応募ください。
交流希望の情報は、人事院ホームページの官民人事交流の「交流希望情報の受付・提供」のページ(https://www.jinji.go.jp/seisaku/kouryu/kibo_joho.html)に

随時掲載していますので、ご確認ください。

**Q.2** どのような民間企業・団体でも官民人事交流制度を活用できるのでしょうか。**A**

官民人事交流制度の対象となる民間企業等は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社などのほか、令和4年12月の人事院規則の改正により、労働金庫連合会、損害保険料率算出団体、認可金融商品取引業協会、自主規制法人及び消費生活協同組合連合会が新たに対象として加わりました。詳細は2ページをご参照ください。

ただし、府省等との所管関係、契約関係等に基づき官民人事交流が制限される場合があります。詳細は4ページをご参照ください。

Q.3 官民人事交流を実施する場合は、交流派遣と交流採用を両方行わなければなりませんか。**A**

いずれか一方のみを実施することもできますし、両方とも実施することもできます。

Q.4 府省等へ交流採用されるためには、民間企業等を退職しなければなりませんか。**A**

交流採用を実施する際には、民間企業等が「雇用継続型」か「退職型」のいずれかを選択することができます。詳細は3ページをご参照ください。

Q.5 ある府省との人事交流を希望しているのですが、その府省に直接連絡することは可能ですか。**A**

3ページのとおり、官民人事交流の実施に当たっては、人事院の公募に応募していただく必要がありますが、その前に、府省の人事担当者に直接連絡して、事前のご相談をしていただいで構いません。各府省のお問い合わせ先については、裏表紙をご参照ください。

Q.6 官民人事交流は、本府省との間の交流だけでしょうか。**A**

本府省との間だけでなく、地方支分部局(国の出先機関)との間の人事交流も可能です。官民人事交流制度の対象となる「府省等」は2ページをご参照ください。

Q.7 府省等から民間企業等に交流派遣された国の職員(交流派遣職員)の福利厚生について教えてください。

A 交流派遣職員については、年金及び雇用保険を除き、派遣先となる民間企業等の従業員に適用される諸制度が適用されます。詳細は5ページをご参照ください。

Q.8 民間企業等から府省等に交流採用された者(交流採用職員)の福利厚生について教えてください。

A 「雇用継続型」の交流採用職員については、その任期中における雇用保険被保険者資格が継続するほか、社内ローンなど民間企業等の福利厚生のうち一定のものは引き続き利用することが可能です。詳細は5ページをご参照ください。

Q.9 交流採用の対象者の年齢、学歴や民間企業等での役職による制限はありますか。

A 制度上、特に制限はありませんが、交流採用職員は、任期満了後に民間企業等に復帰し又は再雇用されることとされていますので、交流元企業の定年年齢との関係にご留意ください。

Q.10 これまでの交流状況はどのようになっていますか。

A 令和7年末までに交流派遣では27府省861名、交流採用では35府省4,420名(旧日本郵政公社への交流採用を含めると4,461名)の交流が実施されています。詳細は、人事院ホームページの官民人事交流の「官民人事交流に関する年次報告(交流の実績)」のページ(<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kouryu/jisseki.html>)をご覧ください。



Q.11 官民人事交流について、制度の説明や実際に人事交流された方の体験談などを聞く機会がありますか。

A 毎年10月頃に民間企業等向けの「官民人事交流に関する説明会」を実地(東京)で開催し、制度内容や体験談等をご説明しています。また、11・12月頃に当説明会を録画したものをオンライン配信しています。

なお、当説明会では府省等の人事担当者との意見交換の機会も設けています。その年の説明会情報は例年9月頃、官民人材交流センターのウェブサイト(<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kouryu.html>)に掲載しますので是非ご覧ください。



Q.12 官民人事交流についての問い合わせ先を教えてください。

A 官民人事交流についてのお問い合わせ先は13ページをご覧ください。また、各府省等のお問い合わせ先は裏表紙をご覧ください。

なお、人事院ホームページの官民人事交流の「よく寄せられる質問」(<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kouryu/qa.html>)もご覧ください。



7

官民人事交流の実施状況

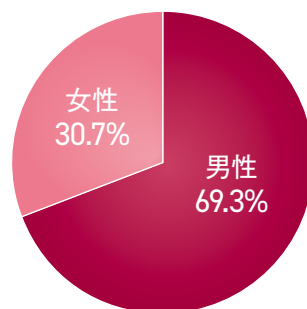
業種別の交流状況(令和7年)

業種	交流採用	交流派遣	計
製造業	115	7	122
サービス業	81	9	90
金融業、保険業	74	10	84
運輸業、郵便業	54	5	59
情報通信業	39	—	39
卸売業、小売業	19	1	20
建設業	18	—	18
電気・ガス・熱供給・水道業	16	—	16
不動産業、物品賃貸業	15	—	15
教育、学習支援業	8	—	8
医療、福祉	6	—	6
漁業	2	—	2
農業、林業	1	—	1
宿泊業、飲食サービス業	1	—	1
計	449	32	481

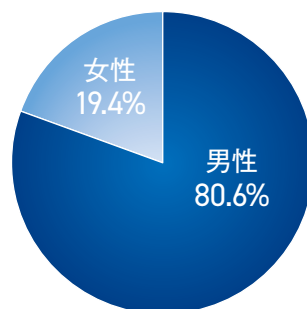
(注)「業種」欄の分類は、日本標準産業分類により、サービス業は、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」である。

男女別状況(令和5年~7年)

交流派遣

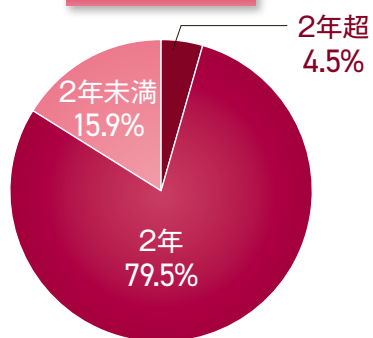


交流採用

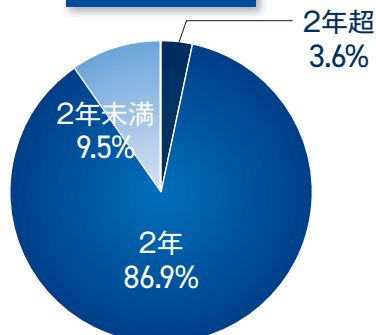


期間別・任期別状況(令和5年~7年)

交流派遣

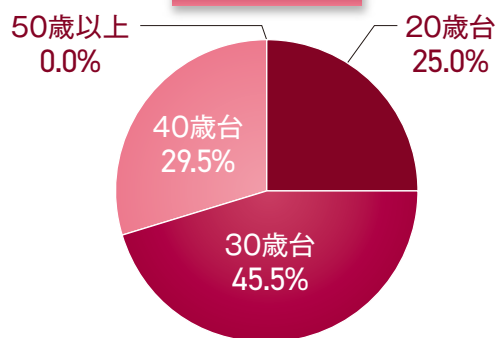


交流採用

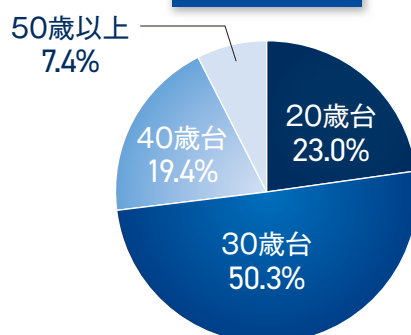


年齢別状況(令和5年~7年)

交流派遣

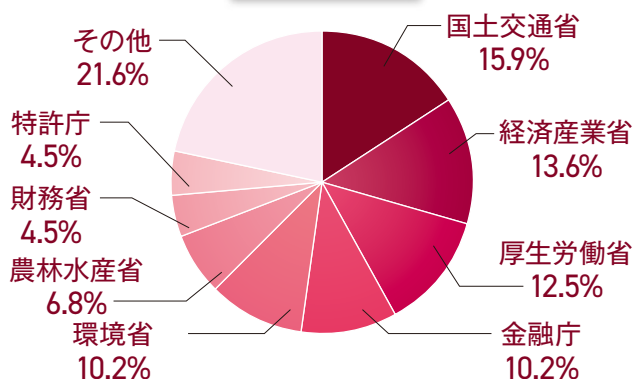


交流採用

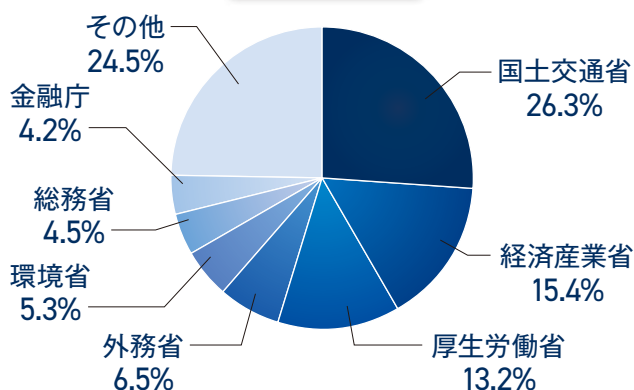


府省別の交流状況(令和5年~7年)

交流派遣

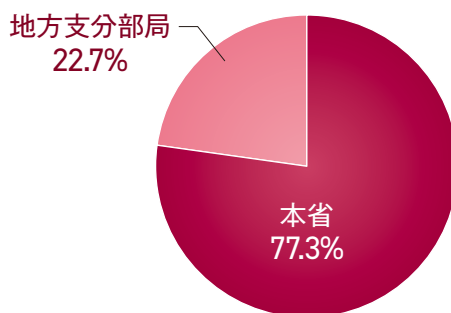


交流採用

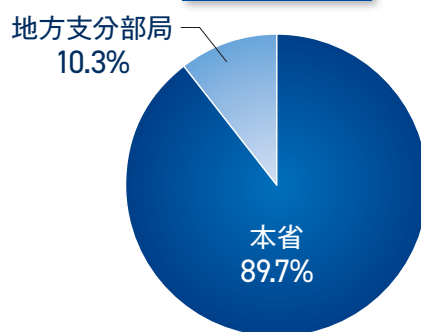


本府省・地方別の交流状況(令和5年~7年)

交流派遣

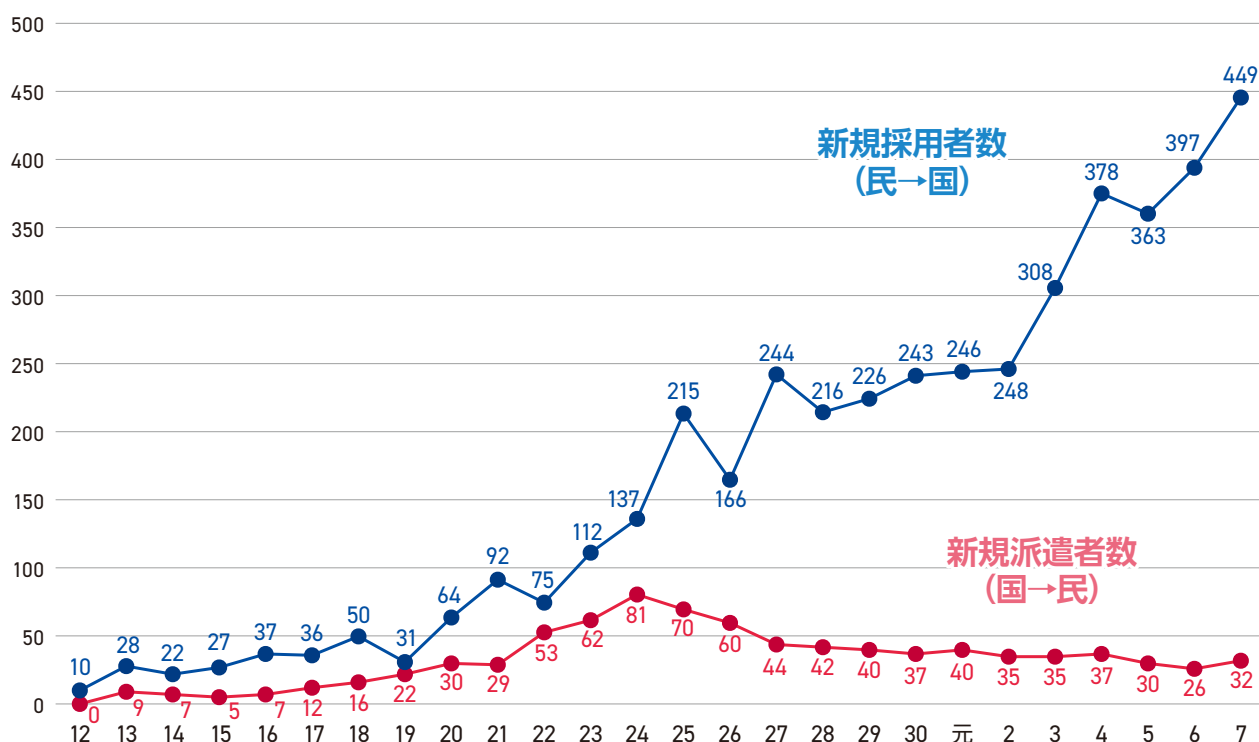


交流採用



交流採用(民間企業等→国)、交流派遣(国→民間企業等)の人数

(※)交流採用については、平成15~18年における旧日本郵政公社に係る採用者数分は除く。



民間企業の人事担当者に インタビューを実施しました!

官民人事交流制度を活用し、交流派遣(国→民)と交流採用(民→国)の相互の交流を実施している民間企業の人事担当者から、同制度を活用した取組やその意義についてお話を伺いましたのでその内容をご紹介します。今回お話を伺ったのは、株式会社広島銀行様と琉球海運株式会社様(五十音順)です。

一步踏み出すことで得られるもの

<交流採用(民→国)に関して>

Q 交流実績のある企業として、官民人事交流未経験の企業へ一言お願いします。

A: 当社では、時代の流れの中で、省庁や地方自治体と連携して行う業務が増えてきている一方で、そうした業務の進め方の経験・ノウハウが社内では充分には蓄積されていないという課題がありました。この部分は民間企業だけで得ることは難しく、しかし大切な部分でもあり、官民人事交流制度はそういったものを得られる貴重な仕組みであると感じています。国から当社へ帰任した社員には、交流で得た経験・知見・人脈を活かして省庁や自治体との連携に当たってもらっています。是非、まずはやってみる事です。一步踏み出してみればお互いにとっていい経験を得ることができるのではないかと思います。



▲杉浦さん(左)、一緒に取材を受けていただいた同課の松本さん(右)



杉浦 雄輝 さん

株式会社広島銀行 人事総務部
人事企画課 課長代理

<交流派遣(国→民)に関して>

Q 省庁からの派遣者の能力や経験が組織(配属先)にどのような効果をもたらすことを期待されていますか。

A: 省庁の考え方、省庁内での手続きのやり方、こういった点に重きを置いて審査しているのかは、当社だけでは中々見えてきません。当社の中だけでは醸成できないノウハウ、知識を国から来た交流派遣者に還元してもらって、当社の社員に良い影響を与えてほしいと思っています。また、交流派遣者にとっても民間企業がどのような考えで企業活動を行っているのかを肌で感じて理解してもらえる非常にいい機会だと思っています。

Q 省庁からの派遣者の配属先選定の際に配慮されていることがあれば教えてください。

A: 派遣元の省庁で担われていた業務との親和性があることがポイントと考えています。

企業情報

会社名: 株式会社広島銀行
本店所在地: 広島県広島市
従業員数: 3,161名

※本インタビューは、令和7年7月に実施したものであり、インタビュー対象者の所属等はインタビュー時点のものです。

相互の交流で受ける 刺激と学ぶ行政目線

<交流採用(民→国)に関して>

Q 社員を省庁へ派遣することが自社にどのような効果・メリットをもたらすと期待されていますか。

A: 省庁に派遣する社員には、行政の立場で物事を見る経験は大変希少であり、しっかり有意義なものとするようにと伝えた上で送り出し、帰任後は、その経験値を活かせるポジションに配属するよう意識しています。彼らが行政目線で間近で見てきたことや学んできたことを当社の事業の運営・企画や今後の展望に反映させてくれることが、今後の当社の発展に直結します。それが一番のメリットであると考えています。

Q 交流実績のある企業として、官民人事交流未経験の企業へ一言お願いします。

A: 民間企業として、普段は行政とは異なる立場・行動原理に基づいて活動していますが、その社員が行政の中に飛び込み間近で学ぶ機会を得ることができること自体がまず魅力的です。社員は、一定期間国の職員となって民間企業だけでは成し得ない事業にも携わることでいろいろな刺激を受けてきますし、社員が国の業務に従事する中で現場目線の意見を伝える機会も自然と生まれますので、行政に現場の考え方を知ってもらう貴重な機会にもなると思います(交流採用)。逆に、国から来た職員から、民間企業の視点とは異なる行政の視点での意見をもらうことも、大きな刺激になります(交流派遣)。いずれの取組も、世代を超えて長く続けていきたい取組です。



新城 健吾 さん

琉球海運株式会社
総務部 課長

<交流派遣(国→民)に関して>

Q 省庁からの派遣者の能力や経験が組織(配属先)にどのような効果をもたらすことを期待されていますか。

A: これまで交流派遣者として受け入れてきた国の職員全員から、良い刺激を受けています。異動が多い職業柄なのか、職場や業務に馴染むのも早いと感じます。一民間企業として考え方が硬直しがちなところに、交流派遣者から行政側の異なる視点で見た意見をもらえることで、よい方向に導かれるといった効果を期待しています。

Q 省庁からの派遣者の配属先選定の際に配慮されていることがあれば教えてください。

A: もともとの派遣元省庁の部署での経験を活かせるようにしています。また、当社で働いた経験を糧に帰任後も活躍してもらえるようにということも強く意識しており、具体的には、当社は船会社なので、最も多様な業務経験が積める営業部に配属し業務に従事してもらっています。

企業情報

会社名: 琉球海運株式会社
本社所在地: 沖縄県那覇市
従業員数: 240名

※本インタビューは、令和8年2月に実施したものであり、
インタビュー対象者の所属等はインタビュー時点のものです。

官民人事交流の体験談

交流採用（民から国へ）

1

丁野 光理 氏

日本航空株式会社
CX推進部企画推進グループ 主任

日本航空株式会社→国土交通省

実体験で学んだこと・
帰任後に活かされたこと



私は令和5年4月から2年間、国土交通省の総合政策局モビリティサービス推進課に交流採用されました。主に、「日本版MaaS(Mobility as a Service)推進支援事業」という支援事業の補助金事業の公募から採択、採択した後の伴走支援、事業費精算までの一連の業務を担当しました。また、MaaSに関わる政策案文に関して、省庁の窓口として省内割振りを決定し各部局との様々な調整を行うような業務も経験しました。

官民人事交流では、①省庁の意思決定や政策の推進は多様な利害関係者との調整や地道な資料作りの積み重ねによって成り立つこと、②法律や制度の裏付け及び事前の膨大な数の調整のもとで実施される根拠ある仕事の進め方、③多様な立場の人と議論し合意形成をするための説明責任の大切さを実体験として学ぶことができました。規模の大きい補助金業務を任されたり、海外の政府機関との意見交換に代表として参加したりしたことも、貴重な経験となりました。冷や汗を流しながら業務をこなすことも多々ありましたが、周りに頼りながら進めていく中で、自然と周囲の職員との深い繋がりができたりと、実のある時間を過ごせたと感じています。

帰任後も、①社内提案やプロジェクトで制度面の裏付けや官公庁が重視する点を意識できるようになったこと、②政策動向を意識し、事業の方向性を考える習慣が付き、自部署だけでなく他部署へのアドバイス等も実施できるようになったこと、③国家公務員だけでなく出向者同士のつながりもでき、幅広い交通分野の知見を共有し合うことを通じて、より広い視野で施策を検討する力がついたことなど、交流採用先での経験が様々な場面で活かされていると感じています。

交流派遣（国から民へ）

2

泉 知行 氏

環境省 水・大気環境局 環境管理課 課長補佐

環境省→住友化学株式会社

得られた経験と
交流派遣のメリット



私は令和3年8月から2年間、住友化学株式会社に交流派遣されました。配属先では、環境・気候変動チームに所属して、気候変動の対策・緩和として温室効果ガスを減らす取り組みや既に気候変動の影響が出ている環境に適応していくための対策、生物多様性における戦略作りを主に担当しました。派遣元である環境省の特性を活かした部署への配置でした。

官民人事交流では、①派遣先企業の創立理念である「自利利他公私一如(企業自身を利するとともに、国家を利し、かつ社会を利するものでなければならない)」を堅実に守りながらその社会価値を創造していく様子を体感できたこと、②環境省がアウトプットしている政策が現場でどう実装されているのか、技術開発等に対する補助金がどういった形で実際の会社で使われているのかを間近に勉強できたこと、③グローバル企業として常に世界を意識しつつゼロからイチを生み出して企業価値を向上していくダイナミズムを学べたことが、非常に大きな経験となりました。企業の意思決定のスピード感やビジネス化の厳しさを肌で感じられたことも大きな学びであり、環境省の組織や仕事を客観的に見ることができるようになったと思います。

派遣元省庁のメリットは、環境行政が変わっていく中で、企業側の本音を理解し、人的なチャネルを持っている職員が増えること、派遣先企業のメリットは、環境省との接点が広がり、情報収集や意見交換が容易になることと考えます。また、均質性が高い社員の中に異なる視点を持った人間がいることで刺激になるとのお声を社員からいただいたこともありますし、政府の視点から見てこの企業の取組はどうかといった意見交換も日常的な業務の中で気軽に行われていました。

3

井口 亮資 氏

東日本旅客鉄道株式会社 人財戦略部長

当社における交流採用の
モデルケース



当社での官民人事交流の手続きで、一番力を入れるのは人選です。会社の代表として一定のスキルや志を持った社員を送り出すこと、また、各省庁様々な働き方があるため、新しい環境でも活躍できるタフな人材であるかなども考慮します。

交流採用者へのフォローとして、交流採用前は、人的ネットワークを築いてきてほしい、国の意思決定のプロセスや人事制度等を含めた組織構造などを理解し把握してきてほしいと本人に伝えます。併せて、不安や疑問の解消、モチベーション向上を図るようにしています。交流期間中は、例えば3ヶ月に1回面談をしています。当社の交流採用者は35歳から45歳が多く、結婚・出産等のプライベートのイベントが多い年代でもあるため、ワーク・ライフ・バランスがきちんと保たれているかどうかは必ず話を聞くようにしています。帰任の半年ほど前になると、交流経験を

活かし次のステップで何をやっていくかといったキャリアデザインの話を細やかにするようにしています。

帰任後の人事運用については、35歳から40歳と、40歳から45歳とでは意味合いが異なると考えています。40歳から45歳の場合は、専門領域を持つ社員が多くなるため、交流前後の担当業務と交流採用先の省庁の担当業務の関連性を高め、業務に直結させる運用を基本としています。一方で、35歳から40歳の場合は、多様な業務経験を通じた成長の促進や視野の拡大等、ゼネラリスト育成を目的として運用しています。当社の業務に直接は関係のない省庁へ送り出す例もあり、交流前後も異なる部門に配属することもあります。将来、管理職になって様々な判断をしていく際には多くの引き出しが必要になりますが、官民人事交流により国で働いたという経験をその1つにしてほしいと考えています。

※ 当体験談は、令和7年度に実地開催及びオンライン開催した「官民人事交流に関する説明会」での講演内容を内閣府官民人材交流センターにおいて要約したものであり、所属等は説明会時点のものです。

「官民人事交流に関する説明会」についてのお知らせ

毎年10月頃に、制度概要の説明、交流体験者等による体験談発表、各府省人事担当者との意見交換などを実施する民間企業等の人事担当者様を対象とした説明会を実施しています。官民人事交流を始めてみたい・ご興味がある民間企業等の人事担当者様のご参加をお待ちしております。



<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kouryu.html#setsumeikai>

※その年の説明会情報は例年9月頃、官民人材交流センターのウェブサイトに掲載します。



官民人事交流に関するお問い合わせ先(全般的な窓口)

※「官民人事交流の利用の流れ」については、3頁をご参照ください。

内閣府官民人材交流センター

総務課 官民人材交流係 ☎ 03-6268-7676

<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kouryu.html>



各府省等のお問い合わせ先(代表電話を掲載しております)

内閣官房	内閣総務官室	03-5253-2111
内閣法制局	長官総務室総務課	03-3581-7271
人事院	事務総局人事課	03-3581-5311
内閣府	大臣官房人事課	03-5253-2111
宮内庁	長官官房秘書課	03-3213-1111
公正取引委員会	事務総局官房人事課	03-3581-5471
警察庁	長官官房人事課	03-3581-0141
金融庁	総合政策局秘書課	03-3506-6000
消費者庁	総務課	03-3507-8800
こども家庭庁	長官官房総務課	03-6771-8030
デジタル庁	戦略・組織グループ	03-4477-6775
復興庁	総括班	03-6328-1111
総務省	大臣官房秘書課	03-5253-5111
法務省	大臣官房人事課	03-3580-4111
外務省	大臣官房人事課	03-3580-3311
財務省	大臣官房秘書課	03-3581-4111
国税庁	長官官房人事課	03-3581-4161
文部科学省	大臣官房人事課	03-5253-4111
厚生労働省	大臣官房人事課	03-5253-1111
農林水産省	大臣官房秘書課	03-3502-8111
林野庁	林政部林政課	03-3502-8111
水産庁	漁政部漁政課	03-3502-8111
経済産業省	大臣官房秘書課	03-3501-1511
資源エネルギー庁	長官官房総務課	03-3501-1511
特許庁	総務部秘書課	03-3581-1101
中小企業庁	長官官房業務管理官室	03-3501-1511
国土交通省	大臣官房人事課	03-5253-8111
観光庁	総務課調整室	03-5253-8111
気象庁	総務部人事課	03-6758-3900
運輸安全委員会	事務局総務課	03-5367-5025
海上保安庁	総務部人事課	03-3591-6361
環境省	大臣官房秘書課	03-3581-3351
原子力規制委員会	原子力規制庁長官官房人事課	03-3581-3352
防衛省	人事教育局人事計画・補任課	03-3268-3111
会計検査院	事務総長官房人事課	03-3581-3251

当一覧に記載の府省等に電話ではなくメールにて連絡をとりたい方、当一覧に記載されていない外局等へ連絡をとりたい方は、下記のURL又はQRコードの当センター専用申込フォームよりお申込みください。

URL : <https://form.cao.go.jp/jinzai/opinion-0099.html>



2026年7月